

権利金取扱要綱

(総則)

第1条 公有財産規則（以下「規則」という。）に規定する権利金の取扱いについては、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評価額 横須賀市財産評価委員会が評価した価額をいう。

(2) 借地権割合 国税局長が定める財産評価基準による地域別の借地権割合をいう。

(権利金の価額)

第3条 権利金の価額は、評価額に借地権割合を乗じて得た額とする。

2 公有水面埋立、開発行為等により新たに造成された土地で、前条第2号の借地権割合が定められていない場合の権利金の価額は、前項の規定にかかわらず、横須賀市財産評価委員会が評価した額とする。

3 本市の施行する公共事業の協力者に対し、代替地として土地を貸し付ける場合の権利金の価額は、第2条第1号の規定にかかわらず、国税局長が定める財産評価基準に定める額に借地権割合を乗じて得た額とする。

(適用除外)

第4条 規則第40条の2第1項における市長が必要がないと認めるときは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 地震、風水害等の大規模な自然災害により従前の貸付地が復旧不能となったことにより新たな貸し付けをするとき。

(2) 既に建物敷地の全部又は部として占有実態のある廃道、廃水路敷地等を貸し付けるとき。

(3) 政府出資の公法人又は地方公共団体が筆頭株主で、かつ、資本金の3分の1以上を政府出資の公法人及び地方公共団体が出資して設立した法人が公益事業を行うために貸し付けるとき。

(4) 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定に基づき認定された構造改革特別区域計画を実施するために貸し付けるとき。

(5) 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権又は同法第23条に規定する事業用定期借地権を設定して専ら事業の用に供する目的で土地を貸し付けるとき。

附 則

この要綱は、平成5年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。